

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会 あて意見書

2023年8月21日

東京 HIV 訴訟原告団

大阪 HIV 訴訟原告団

1. 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めについて

今般の旅行業法一部改正における最大の眼目は、旅館業の営業者が「【特定感染症の】症状を呈している宿泊客等に対して感染防止対策への協力を求めること」を可能とするところにある。

ただし、改正条文においては、営業者が「感染防止対策への協力を求める」対象として、「特定感染症の症状を呈している者その他」との枠組みで非常に煩雑な定義が設けられているけれども、一方、「本検討会における検討事項 資料4」においては、「協力」要請の極北たる宿泊拒否事由として「①特定感染症の患者等であるとき」と端的に示されている。この「症状を呈している者」と「患者」との間には、診断（検査）による確定という決定的な懸隔が存在するはずであり、両者の区別がいささか曖昧なままでは、営業者の裁量・判断が介在することになり、現場での混乱を招きかねないのではないか。

この観点に基づけば、手順としては何よりも「医師の診断」が必要になるはずであり、宿泊客に対して営業者が診断を強要することは——宿泊客の積極的同意がない場合には——不相当かつ不可能とも想定されるので、ここの過程における行政の介入の性格を定める必要があるのではないか。「濃厚接触者や同行者」の処遇に関しても、それを求める（命ずる）主体が明らかとされていない限り、やはり混乱につながるであろう。

2. 宿泊拒否事由について

協力の求めに応じない「正当な理由」については、これも前項に関連するが、協力を求める主体のありようによって状況は異なると考えられる。本来、協力の求めとは、当該宿泊客及び周辺客の健康を守ることを目的とするはずである。従って、それを求められた者が拒むだけの「正当な理由」は——例示されているような特別な身体的条件等を除き——考えられないところであろう。

しかし、前記したように「症状を呈している者」と「患者」とがひとまとめになれば、営業者の恣意に基づく「協力」要請の発生する余地があり得る。とりわけ、当初は本改正の重要な対象であり、発熱等の著明な症状を伴った新型コロナウイルス感染症については5類感染症に移行し、一般の危機感も大きく減少していると考えられ、それ以外の特定感染症における「症状を呈している者」に関しては、「指針」において改めて精密な定義が必要ではないか。

3. 差別防止の更なる徹底について

本法改正の検討にあたっては、宿泊客等に対する「協力」要請が本来あるべき趣旨・範囲を逸脱し、「特に配慮を要する宿泊者」への宿泊拒否に形を変えることにより、差別・偏見の強化・正当化につながる根拠として援用される結果が強く懸念された。この点に関して、まず、「特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、従業者に対して必要な研修の機会を与える」ことが規定された点は評価し得る。

「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求」と「障害者等の特に配慮を要する宿泊者に対し、その状態や障害等の特性に応じた適切なサービスを提供できるようにすること」との兼ね合いに関しては、「特に配慮を要する宿泊者」に対する十分なサービスの提供を総ての営業者に一律に求めることは非現実的であろう。この点に関しては、一に旅館業に留まる命題ではなく、より広い見地からの重ねての検討が必要と考える。

4. その他改正旅館業法の施行に当たって留意すべき点は何か。

既に述べた通り、喫緊の対象であった新型コロナウイルス感染症の（表面的）退潮に伴い、本法改正の本来意図が見えにくくなり、結果として、宿泊拒否の法的裏付けが定まったというような一方的誤解を招くことのないよう、国民に向けての十分な周知・広報に留意すべきであろう。